平成２５年（フ）第１８２０号
横浜市港北区篠原台町33番14号
債務者　固武　八重
1　決定年月日時　平成25年10月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　出光　恭介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年１月14日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成26年１月10日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１１５号
新潟県長岡市浦瀬町9099番地
債務者　吉岡真理子
1　決定年月日時　平成25年10月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　築井　一琢
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年１月24日午前11時10分
5　免責意見申述期間　平成26年１月10日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２５年（フ）第８８号
佐賀県唐津市二タ子３丁目10番11号
債務者　加茂　　勝
1　決定年月日時　平成25年10月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　吉野建三郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年１月14日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成26年１月14日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２５年（フ）第２８１号
大分市金池町５丁目２番30号　セイユ第１ビル207
債務者　首藤　恭裕
1　決定年月日時　平成25年10月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　楠本　敏行
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年１月21日午後３時20分
5　免責意見申述期間　平成26年１月14日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第１７８号
新潟県長岡市本町３丁目２番地７
債務者　今井　貞行
1　決定年月日時　平成25年10月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　高橋　信行
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年１月31日午前11時20分
5　免責意見申述期間　平成26年１月17日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２５年（フ）第２７１号
群馬県佐波郡玉村町大字樋越754番地
債務者　八木農機商会こと　八木　　售
1　決定年月日時　平成25年10月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　市場　和政
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年１月20日午後２時
5　免責意見申述期間　平成26年１月19日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第１７５２号
横浜市西区南幸２丁目16番１―714号
債務者　井上　好正
1　決定年月日時　平成25年10月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　波田野馨子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年１月27日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成26年１月24日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第３９号
岐阜県可児市桜ケ丘５丁目279番地
債務者　武田　省三
1　決定年月日時　平成25年10月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　木下　貴子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年２月４日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成26年２月３日まで
岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２５年（フ）第４５４２号
大阪市阿倍野区王子町４丁目１番81号
債務者　木村　一恵
1　決定年月日時　平成25年10月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　加藤　清和
4　免責意見申述期間　平成25年12月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２５年（フ）第１５９号
山形県上山市高野字高野原189番地の24、前住所山形県上山市長清水３丁目６番41号
債務者　大河　春美
1　決定年月日時　平成25年10月15日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月２日まで
山形地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１５０号
新潟県長岡市川崎１丁目2513番地　高野アパート８号室
債務者　小林　精一
1　決定年月日時　平成25年10月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月２日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２５年（フ）第２１３号
岡山県倉敷市笹沖1226番地７
債務者　垰和　勝司
1　決定年月日時　平成25年10月11日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月２日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２５年（フ）第２９４号
沖縄県那覇市松川１丁目６番22号　ハイム25―202
債務者　宮城理恵子
1　決定年月日時　平成25年10月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月３日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２５年（フ）第３００号
愛知県刈谷市井ケ谷町寺山下37番地３　ハイツ加藤105号
債務者　山下　健児
1　決定年月日時　平成25年10月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月４日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２５年（フ）第１８２号
群馬県高崎市浜尻町923―10　川名貸住宅１号室、住民票上の住所群馬県前橋市山王町１丁目２番地７
債務者　樋口みさえ（旧姓野中）
1　決定年月日時　平成25年10月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月５日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２５年（フ）第９８８号
埼玉県川口市大字木曽呂1555番地の１　ドミール東浦和303号、旧住所埼玉県越谷市赤山町５丁目７番53号　エクシオ越谷412
債務者　濟川　浩隆
1　決定年月日時　平成25年10月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月５日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第１０８７号
埼玉県久喜市菖蒲町菖蒲1495番地11
債務者　岩瀬久美子（旧姓荻沢）
1　決定年月日時　平成25年10月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月５日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係